

国道51号神宮橋架替に関する技術検討会規約

(名称)

第1条

本検討会は「国道51号神宮橋架替に関する技術検討会」(以下、「検討会」という)と称する。

(目的)

第2条

本検討会は、国道51号新神宮橋の技術的課題、維持・管理、撤去に係る今後の方策等について、学識経験者等による専門的立場から具体的に検討することを目的とする。

(検討事項)

第3条

検討会は、前条の目的を達成するために以下の事項について検討を行う。

- ・新神宮橋(Ⅱ期線)架設時の技術的課題の対応
- ・神宮橋の維持・管理等の方向性を検討
- ・神宮橋の撤去に向けた今後の方策を検討
- ・その他、検討会の目的を達成するために必要な事項の検討

(構成)

第4条

検討会は、学識経験者等をもって構成し、委員は別紙「委員名簿」のとおりとする。

- 2 委員の追加及び変更は、検討会の承認を要するものとする。
- 3 検討会は、必要に応じて、専門家や有識者等の参加を求めることができる。

(第三者性)

第5条

委員は、検討会の目的に照らし、公正中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(委員の任期)

第6条

委員の任期は、検討会の検討事項が終了するまでとする。

(委員長)

第7条

委員長は、委員の互選によって選出し、検討会を総括する。

2 委員長が、職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(検討会の運営)

第8条

検討会は、委員長または委員及び事務局等の発議に基づいて開催する。

- 2 検討会は、会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第9条

委員は、公開することが望ましくない個人情報等について漏洩してはならない。

(審議内容の公開)

第10条

検討会議事概要については、委員の了解をとった上で速やかに公開するものとする。

(事務局)

第11条

検討会を運営するため、事務局を以下に設置する。

国土交通省関 東地方整備局常陸河川国道事務所 調査第二課

(その他)

第12条

本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度検討会において審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本検討会の審議を経て行うことができるものとする。

附則この規約は、令和5年3月24日から施行する。